

サウジアラビア  
税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

#### 本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



#### 本報告書作成委託先：

Deloitte LLP  
Al Fattan Currency House - Building 1  
Dubai International Financial Centre  
Dubai, P.O. Box 282056  
United Arab Emirates  
Tel: +971 (4) 5064700  
Fax: +971 (4) 3273637  
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Saudi Arabia  
Nauman Ahmed  
Tel +966 (0) 3 887 3937  
nahmed@deloitte.com



## 目次

I. 主な税制.....	1
II. 法人税.....	3
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金 .....	10
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約.....	11
V. 報告および監査.....	15

# サウジアラビア 税務・会計制度ハンドブック

## I. 主な税制

### 1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準：IFRS／各国会計基準：Local GAAP 等）

財務諸表は Saudi Organization for Certified Public Accountants（以下「SOCPA」  
（<http://www.socpa.org.sa/Home/Homepage?lang=en-US>）とする。）が公表した、サウジアラビア王国（以下「サウジアラビア」とする。）で一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成されなければならない。SOCPA 基準が言及していない内容については、国際財務報告基準（銀行で使用されている。以下「IFRS」とする。）が基準となる。

### 2. 納税主体／個人納税者

#### 1) 事業体（Business entity）

サウジにおける主な事業体は、有限責任会社、株式会社および外国企業の支店である。

- **有限責任会社（Limited Liability Company）**

有限責任会社（以下「LLC」とする。）は、最低 2 人の株主を必要とする。商事会社（卸・小売業、輸入業、代理店業など。外国人持株比率は最大 75%に制限される。）や通信、保険分野（同 60%に制限）を除き、非居住事業体が LLC の 100%を保有することができる。また、非居住者(non-resident)である関連当事者 2 人（社）が非商事・通信・保険関連会社の 100%の株式を保有することに制限はない。

- **株式会社（Joint Stock Company）**

株式会社は、最低 5 人の株主を必要とする。自然人(natural person)および法人(corporate entity)のどちらも株主となることができる。非公開株式会社(closed stock company)の最低資本金は 200 万サウジ・リヤル（以下「S リヤル」とする。）であり、100%の外国人持株比率に対する制限はない。また、事業体の設立については商工業省（Ministry of Commerce and Industry）の承認が必要である。

- **外国企業の支店（Branch of Foreign Company）**

サウジアラビアにおける外国企業の支店は、会社規則（Regulations for Companies）による規定およびその活動に適用される法令の対象となる。支店はサウジアラビア内において事業を行う認可を受け、非居住者の恒久的施設（以下「PE」とする。）とみなされる。100%の外国人持株比率に対する制限はない。

- **居住地**

会社 (company) が以下のいずれかの要件に該当する場合、企業は課税年度においてサウジアラビアの居住者(resident)であるとみなされる。

- 会社規則 (Companies' Regulations) に基づいて設立された事業体である。
- サウジアラビア国内に本社を有している。

- **フリーゾーン (free zone) および特別経済区 (special economic zone)**

サウジアラビアにはフリーゾーンは存在しない。しかし、特定の後発開発地域 (すなわち、Jizan Economic City、King Abdullah Economic City、および Knowledge Economic City) への投資については税制上の優遇措置を受けられる場合がある。追加コメントについては II 章-9「税制優遇策」を参照すること。

なお、サウジアラビアに特別経済区はない。

## 2) 個人

サウジアラビアには個人所得税 (雇用税) はない。ただし、サウジアラビア国内で事業を行う、またはサウジアラビア国内の PE から収入を得ている非居住者は、サウジアラビアにおいて課税対象となる。

個人が、①サウジアラビア内に恒久的な居所を有しており、課税年度中に連続または通算して合計 30 日以上サウジアラビア国内に滞在している、または②課税年度中に 183 日以上 の期間、サウジアラビア国内に滞在した場合には、その個人は課税年度においてサウジアラビアの居住者となる。

## 3. 適用される直接税および間接税

### 1) 法人所得税

サウジアラビアで操業する事業体は法人所得税の対象である。

法人所得税は、居住/非居住法人の「非サウジアラビア人に帰属する持ち分」に対して課税される。サウジアラビア法人におけるサウジアラビア人持ち分に対してはザカート(zakat) が徴収される。ザカートの目的上、湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council、以下「GCC」とする。) 加盟国の市民はサウジアラビア人と同等と見なされ、法人所得税の代わりにザカートの対象となる。

### 2) 個人所得税

サウジアラビアに個人所得税 (雇用税) はない。

### 3) 間接税

サウジアラビアでは付加価値税 (VAT) または売上税は課税されない。

## 4. 記載されている税の法的根拠

Income Tax Regulations (Muharram 1425 H-March 2004) (以下「所得税法」とする。) および国王勅令 (Royal Decree No. M/1) に基づき発布された 2004 年 7 月 30 日付け発効の所得税法施行規則 (Guidelines for the New Income Tax regulations) 。

## 5. 課税年度

納税者のすべての活動における課税年度は国家の財政年度である。納税者は次の状況においては異なる課税年度を採用できるが、サウジアラビア税務当局(Department of Zakat and Income Tax,以下「DZIT」とする。)の承認を必要とする。

- 所得税法の施行日前から、納税者が当局(Directorate)により承認された異なる課税年度を採用している場合
- 納税者が西暦の事業年度を採用している場合
- 納税者が異なる課税年度を採用する外国企業のグループ企業または支店である場合

## II. 法人税

### 1. 税率

以下のそれぞれに対し、一律 20%の法人所得税が課税される。

- 居住資本会社の非サウジアラビア人持ち分
- サウジアラビア国内において事業活動を行う非サウジアラビア人居住者である自然人
- サウジアラビア国内で PE を通じて事業を行う非居住者

天然ガスのみ開発事業に適用される法人所得税率は 30%である。

石油および炭化水素の生産活動に適用される法人所得税率は 85%である。

サウジアラビア企業のサウジアラビア人/GCC 株主持ち分は約 2.5%のザカートの対象となる。ザカートの課税ベースは主に、サウジアラビアで DZIT が発行した通達(circular)/フアトワー(fatwa)および長年にわたり発展してきた実務に基づき、次のうち高い方に課税される。

1. 調整後当期純利益
2. 「貸借対照表」ベース

「貸借対照表」ベースは、おおむね以下のとおり計算される。

$$\begin{aligned} & \text{期首株主資本} \\ + & \text{調整後当期純利益} \\ + & \text{長期負債 (1年以内返済予定の長期負債を含む。)} \\ - & \text{期首利益剰余金からの配当} \\ - & \text{固定資産の期末正味簿価} \\ - & \text{長期投資 (債券、スクーク(sukuks)などを除く。)} \\ \hline = & \text{ザカートの課税ベース} \end{aligned}$$

## 2. 課税対象となる領域

サウジアラビア国内の企業に対する課税の性質は、当該企業株主の国籍および居住地によって決まる。

居住企業はサウジアラビア国内で発生した所得に対して課税される。サウジアラビア国内で PE を通じて活動を行う非居住者は、その PE から生じた所得または PE に関連する所得に対して課税される。

PE はサウジアラビアの税法において、サウジアラビアにおいて非サウジアラビア人居住者がすべての、または一部の事業活動を行う、恒久的もしくは固定的な事業所として広く定義されている。また PE には非居住者の代わりに従属代理人(depended agent)が行うあらゆる活動を含む。

PE は、以下の活動を行う権限を有する従属代理人との関係によって成立する。

- 非居住者の代理として交渉を行う。
- 非居住者の代理として契約を締結する。
- サウジアラビア国内の顧客の要求に応じるために、非居住者が所有する棚卸資産を、サウジアラビアにおいて棚卸資産として保有する。

## 3. 課税所得

以下に該当する所得は、サウジアラビアを源泉として発生したものとみなされる。

- サウジアラビア国内での活動から生じたものである。
- サウジアラビア国内の不動産から生じたものである。これにはサウジアラビア国内に所在する不動産や、サウジアラビア国内の不動産で構成された企業の主要資産の持ち分譲渡によって生じた所得を含む。
- 居住企業の持ち分の譲渡から生じたものである。
- サウジアラビア国内で使用される動産のリースに関連したものである。
- サウジアラビアでの知的財産権または工業所有権の売却に関連したものである。
- 居住企業による配当、マネジメント・フィーまたは取締役への報酬。
- 居住企業により、その海外本社もしくは関連会社が提供したサービスに対して支払われた報酬。
- 居住企業により、サウジアラビア国内ですべてまたは一部が提供されたサービスに対して支払われた報酬。
- サウジアラビア国内の天然資源開発に関連するものである。
- 非居住者が所有するサウジアラビア国内の PE から生じたものである。これには、非居住者がサウジアラビア国内で PE を通じて販売する物品、提供するサービスまたは実施する活動に類似するものから生じた所得を含む（Force of attraction の原則）。

法人所得税は、居住／非居住企業の非サウジアラビア人に帰属する持ち分に対して課税され、企業の会計上の利益を基礎に決定される。居住企業の課税標準は、サウジアラビア国内を源泉とする活動により生じた課税対象となる所得から、所得税法で容認される費用を控除した後の所得のうち、非サウジアラビア人パートナーに帰属する持ち分である。

PE を通じてサウジアラビアで事業活動を行う非居住者の課税標準は、当該 PE における活動から生じる所得から損金算入費用を控除した後の所得である。

場合によっては、当局が勘定科目または記録を必要としない限られた所得しか伴わない小規模事業活動に対して課税する場合があります、その場合には総収益の 10～80%をみなし利益率としたものが見積もりの基礎となる。

サウジアラビア人持ち分に対しては（法人所得税ではなく）ザカートが課税される。GCC 加盟国の市民が所有する企業については、GCC 市民はサウジアラビア人と同等と見なされるため、当該企業はザカートの対象となる。

#### 4. その他の事業所得に係る課税

以下の種類の所得が課税所得となり、法人所得税の対象となる。

- 非居住者に対するローンが、サウジアラビア国内の動産もしくは不動産によって保証されている、貸主がサウジアラビア居住者である、またはローンがサウジアラビア国内で行われる活動に付随するものである場合に、ローンから生じた利息およびその他の所得
- 上記に類似した状況における保険料
- サウジアラビアの居住者に対して提供された、またはサウジアラビアで行われる活動に関連して提供されたコンサルタント・サービスからの所得
- サウジアラビアで製造された物品および製品の販売から生じた所得
- サウジアラビアに設備、機械または物品などを輸入することに関する契約からの所得で、サウジアラビアにおいて、輸送、設置、保守、および研修などの、ほかのサービスを提供することについて合意がなされている場合。この場合、これらのサービスに関連する所得のみが、サウジアラビアに起因するものとみなされ課税される。所得税法は、輸入された物品や設備に対する保険および輸送は、所得源を判断するにあたり、サウジアラビア国内で行われた活動とはしない旨を明確に定めている。
- サービスからの所得のうち、その作業（またはその一部）がサウジアラビア国内で行われたか（物理的に存在している必要はない）、またはサウジアラビア国内で活動を行う自然人が運営する船舶もしくは航空機上で行われた場合。
- 居住者である企業の所得。それにはサウジアラビア国外での事業や海外支店からの所得を含む。
- 受取配当金からの所得
- キャピタルゲイン



## 5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

短期（6-12 カ月）と長期の契約との間に、課税についての区別はない。ただし、所得は異なる基準で認識される。

長期契約とは、製造、据付、建設またはこれらに関連するサービスの提供に関する契約であり、開始年度中に完了しない契約である。ただし、実際の開始日から 6 カ月以内に契約上の作業が完了することが予想される契約を除く。

長期契約に係る納税者の所得と費用は、発生主義が適用され、課税年度中の進捗度に基づいて計算される。進捗度は、課税年度中に発生した契約原価と契約原価の総見積額を比較して定められる。

外国のサービス提供者がサウジ内に PE を設立しない場合、サービス提供者への支払いは、サービスの種類により 0% から 20% の源泉税の対象になり得る。

サービスを提供するための PE が設立され、サウジアラビア国内でサービスが提供された場合には、非居住者は PE をサウジアラビアに登録することを求められる場合がある。この場合、当該非居住者が DZIT で登録を行い、サウジアラビアを源泉とする所得を申告する法人所得税申告書を提出する必要がある。

国内およびオフショアの作業に関する契約（例：EPC 契約）で、明確にオンショアとオフショアの作業が区分されていないものは、その契約価値の全額がサウジアラビア国内での課税対象となる。

## 6. 海外で生じた収益に係る課税

サウジアラビアに所在する企業のサウジアラビア国内外における事業から生じた収益には税率 20% が課税される。サウジアラビア国内の税法では、海外で支払った税金に対する税額免除についての定めはない。

## 7. 資産の評価

### 1) 固定資産

税務上の固定資産の価値は、資産の購入価格に基づいて決定されなければならない。現在、サウジアラビアでは固定資産の再評価は要求されていない。

税法第 63 条には、税務当局(tax authority)が関連当事者への資産の処分価格を調整できる、または処分による損失の損金算入(corporate income tax deduction)を関連当事者がその資産を第三者に対して処分するまで否認することができると定められている。

### 2) 棚卸資産

棚卸資産は年度末に、帳簿価額または市場価値のいずれか低い方の価額で評価しなければならない。納税者は棚卸資産の帳簿価額に加重平均法(weighted average method)を適用して算定しなければならないが、税務当局からの承認を受けた場合には、ほかの方法を適用することが

できる。在庫の实地棚卸から生じる損益は、通常、課税対象または控除対象となるが、税務当局は監査証書(auditor certificate)や在庫一覧などの関連書類を求めることがある。

## 8. 事業上の控除

### 1) 減価償却

サウジアラビアの税法上、資本的資産（土地を除く）および一定の無形資産の原価を税務上の減価償却により課税所得から控除することができる。

適用される償却率は以下のとおりである。

- 建物：5%
- 移動可能な工業用・農業用建物：10%
- 工場、設備、機械、設置物、ソフトウェア（コンピュータ・アプリケーション）および機器類、乗用車および貨物車：25%
- 天然資源生産のための地質調査、掘削、探鉱および事前作業、ならびにその敷地開発：20%
- 器具、航空機、船舶、鉄道車両およびのれん(goodwill)などの上記グループに含まれないその他すべての有形・無形の償却可能資産：10%。

BOT方式（建設・運営・移転）契約およびBOOT方式（建設・所有・運営・移転）契約で使用される資産は、契約期間または残存期間にわたって償却することができる。ただし、当該資産がその期間中に調達または改修された場合に限る。

### 2) 不良債権

以下の条件を満たす不良債権は税務上控除できる。

- 所得が実現された年度において既に所得として申告されている不良債権。
- 物品の売却またはサービスの提供から生じた不良債権。
- 納税者は、管轄当局の決定に基づいて納税者の帳簿記録から不良債権が除却されたことを証明する公認会計士の証明書を提出。
- 債権回収のためのすべての法的措置が講じられており、回収不能であることが司法判断や債務者の破産などの証拠補強材料により立証されている。
- 関連当事者に対する債権ではない。
- 不良債権が回収された場合には、それを所得として申告することを納税者は誓約する。

### 3) 引当金

引当金の控除は税務上認められない。

### 4) 準備金

一般的に準備金の控除は税務上認められない。

### 5) 社員、取締役、パートナーへの報酬ならびに株主への支払い

法人所得税において下記の損金算入(deduction)は認められない。

- 現金または現物にかかわらず、取締役、オーナーまたはパートナー、株主（株式会社：joint stock companyの株主は除く）、またはこれらの両親、配偶者、子供、兄弟姉妹に対して支払われた給与、賃金およびこれに類するもの。

- 企業に対して提供された財またはサービスに対する対価が、現金または現物にかかわらず、オーナーまたは株主、または、これらの両親、配偶者、子供、兄弟姉妹に対し支払われた場合で、その対価が取引日時点における提供された財またはサービスの市場価格を上回る場合。

## 6) 賃貸料

事業活動を遂行する際に使用される不動産に関して納税者により支払われる賃借料は、一定の条件に従い損金算入が認められる。

## 7) 寄付金

納税者は、寄付金の受理が認められているサウジアラビアで認可を受けた非営利公的機関(non-profit public organization)または慈善団体(charitable society)に対して課税年度中に支払った寄付金を控除することができる。

## 8) その他の控除可能な要素

納税者がその従業員の子供のために支払う学校費用は、下記の場合において控除できる。

- 当該学校費用は現地の認可学校(local licensed school)に対して支払われる。
- 当該手当が、手当を受ける従業員の雇用契約に明記されている。

課税所得の実現に関連する研究開発費用は損金算入できる。ただし、研究で使用される土地および設備の購入費用の控除は認められず、所得税法第 17 条に基づき償却される。

## 9. 税制優遇策

サウジアラビア政府は Hail、Jizan、Abha、Northern Border、Najran、Al-Jouf の 6 つの未開発地域への投資に対して、10 年間にわたる税制優遇措置を提供している。投資家は、サウジアラビア人従業員に起因する特定の費用に対して、年間納税額からの税額控除を認めている。

## 10. 損失金の繰り越し制度 (Loss carryover system)

損失金は、翌課税年度に繰り越すことができる。各課税年度において使用できる損失金は、申告書上の利益の最大 25% に制限される。サウジアラビアで認可を受けた公認会計士により確定されていない営業損失の繰り越しは認められない。損失金の繰り越しは、企業の所有権または支配権の変更があった場合に制限される場合がある。

## 11. 源泉徴収税

サウジアラビアで登録された事業体から非居住者への支払いのほとんどが、源泉徴収税の対象となる。

源泉徴収額は、支払いの翌月 10 日以内に税務当局に納付しなければならない。遅延した場合には、遅延期間 30 日ごとに納税額の 1% に相当する罰金が科せられる。

源泉徴収税の税率は、支払いの種類、支払者と受領者の関係（すなわち、「関連当事者」であるか）によって 0%から 20%の間で異なる。

サウジアラビアの税務上、一当事者がほかの当事者を支配している、または双方の当事者が共通支配下にある場合、関連があるとみなされる。この場合の支配とは、企業の 50%以上の株式を保有することを意味する。

源泉徴収の対象となる支払いの種類および税率はおおむね下記のとおりである。

- マネジメント・フィー：20%
- 本社または関連会社に支払った、ロイヤルティー、サービスの対価：15%
- 賃貸料、技術またはコンサルティング・サービス料（サウジ外で第3者に提供したサービス）、配当金、利息、保険料および再保険料：5%
- 上記以外の支払い：15%

非居住者への支払いから源泉徴収し、サウジの税務当局に納付する義務は、支払いを行う者にある。

## 12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー(Joint Venture)

パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーも、上記と同じ方法でおおむね法人所得税の課税対象となる。

パートナーシップは、事業年度終了日から 60 日以内に申告書を提出する必要がある。1 人以上のリミテッド・パートナーが存在する場合には、そのパートナーシップは、企業に適用される通常の法人所得税の原則に従って計算された各リミテッド・パートナーの持ち分に対する納税額について申告書を提出しなければならない。パートナーシップが法定期日までに要求される申告書の提出を怠った場合、納税者の総収益の最大 1%の罰金（S リヤル 20,000 を限度）の対象となる。

パートナーシップの所得は、パートナーシップのレベルでは課税対象とはならない。ただし、パートナー個人は、パートナーシップの所得のうち各パートナーの持ち分に対して課税される。

パートナーシップの所得がサウジアラビア国外を源泉とする場合か、所得が法に基づいて非課税である場合には、当該所得はパートナーの課税基準額を決定する、その性質を維持するものとし、収益、控除、損失および債務においても同様とする。

## 13. 外国企業の支店に係る課税

石油の販売に従事しない外国企業の支店は、純利益に対し標準的な 20%の法人所得税が課される。また、課税所得額は、容認される控除については法人と同様の方法で算出される。ただし、支店の課税所得額の算出において、下記の費用控除は税務上否認される。

- サウジアラビア国外の本社に対して、サウジアラビア国内で事業を行っており、本社に完全保有されている支店が下記に対して支払う金額。
- ロイヤルティー、利益、またはコミッション
- 利息またはその他の金融手数料
- 間接費である一般管理費の予定配賦額

サービスに対する支払いを本社または海外の関連会社へ行った場合は、15%の源泉税の対象となる。以下はサウジアラビアの外国企業の支店の法人税の計算の例示である。

**シナリオ：**

- Jay Corp.は、サウジアラビアに支店がある日本企業である。
- 支店は当年度に 100 万 S リヤルの収入を実現させた。
- 支店にはサウジでの活動に直接関連する費用が 40 万 SAR 発生した。さらに、Jay Corp. は 30 万 S リヤルの本社の一般費用配賦額を支店に請求した。法人所得税の目的上、支店はサウジアラビアでの活動に直接関連する費用は全額控除することができる。ただし、通常、本社費用の一般的な配賦額については控除することは認められておらず、さらに、本社から請求された間接費は 15%の源泉徴収税の対象となる。一般本社費用の配賦により負担する源泉徴収税は、支店の法人所得税負債から控除することができる。

上記のシナリオにおける支店の法人税負債の計算は以下のとおりである。

	<b>S リヤル</b>
収入	1,000,000
費用合計	(700,000)
純利益	300,000
損金不算入／損金算入費用の加算／減算： 本社一般費用の支店負担分（上述のとおり損金不算入）	300,000
税金調整後利益	600,000
<b>法人所得税負債（20%）：</b>	<b>120,000</b>
（控除）本社費用配賦額に関して負担する源泉税	(45,000)
未払法人所得税	<b>75,000</b>

### III. 個人所得に係る税金およびその他の税金

#### 1. 個人所得に係る課税

サウジアラビアには個人所得税はない。

#### 2. 個人に係るその他の税金

サウジアラビア国籍保有者によって設立された企業にはザカートが課税せれる。

### 3. 付加価値税 (Value added tax : VAT)

サウジアラビアに VAT および売上税はない。今後、VAT が導入されるという憶測があるものの、本ハンドブック作成時点で導入の確定には至っていない。

### 4. その他の税金

#### 社会保障料負担金 (social security contribution)

サウジアラビア人従業員は給与の 9%を社会保険庁 (General Organization of Social Insurance, 以下「GOSI」とする。) に対して拠出しなければならない。雇用者も同様に 9%を拠出する。政府からの拠出はない。

さらに雇用者は、サウジアラビア国籍およびそれ以外の従業員について、給与の 2%の傷害保険を支払う。GOSI は 2014 年 9 月 1 日から、雇用者と従業員との間で均等に月額賃金の 2%の費用を負担する、新たな失業保険制度を導入すると見込まれている。

## IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

### 1. 法人所得税

#### 1) 登録

各納税者は最初の課税年度終了日までに、DZIT に会社を登録しなければならない。DZIT への新規登録と商業登記番号(financial number)の取得に必要な書類は以下のとおりである。

- DZIT への新規登録と商号登記番号取得を申請する旨の納税者による書簡
- DZIT サイト上 (www.dzit.gov.sa) での公式登録申請書への入力
- 政府機関 (地方自治体、情報省 (Ministry of Information)、商務省 (Ministry of Commerce) など) から交付された許可証の写し
- 主たる事務所および子会社の商業登記証(commercial registration certificate)の写し (もしあれば)
- 会社定款および定款変更
- 投資許可証 (Investment permit) の写し (すなわち、サウジアラビア総合投資院 (Sagia) ライセンス)
- サウジアラビア企業の場合は銀行からの資本金預託証書(certificate of capital deposit)
- サウジアラビア人は身分証明書、非サウジアラビア人はパスポートと滞在許可書の写し
- 納税者を代表して DZIT で手続きを行うための公証委任状

## 2) 申告および支払い

	申告期日	納付期日
納税/ザカート申告書	期末日から 120 日以内	年次法人税申告書と財務諸表（外資混成企業の場合）とともに納付
非法人事業体(unincorporated entity)による申告書	期末日から 60 日以内	情報提供を目的とした申告書の提出のみ
月次源泉徴収票	翌月の 10 日まで	月次源泉徴収票とともに納付。申告期日から 29 日間は遅延罰金は科されない
年次源泉徴収票	期末日から 120 日以内	納付なし
中間納税 (accelerated tax payment)※	事業年度の 6 カ月、 9 カ月、12 カ月目まで	左記期日までに納付。 申告期限から 29 日間は遅延罰金は科されない
キャピタルゲイン税	株式売却から 60 日以内	左記期日までに納付
商務省への監査済財務諸表の提出	課税年度末から 6 カ月以内	納付なし
GOSI への申告書（従業員の社会保険）	翌月の 15 日まで	左記期日までに納付
※前年度の税金負債が 200 万 SR (USD 533,333) を超える場合のみ該当。		

当局は必要なすべての申告書様式および、納税者が申告書作成と当局への提出義務を履行するために役立つ資料または説明書を公表する。納税者はこれら所定の申告書を使用しなければならないが、当局が提供する様式と同一である場合には、コンピュータから出力した様式を使用することができる。

申告書は、当局またはその他の指定された機関が発行した公的な受領書をもって提出されたものとみなされる。納税者は事業年度の末日から 120 日以内に納税申告書を提出しなければならない。

前述のとおり、パートナーシップは、事業年度末日から 60 日以内に申告書を提出しなければならない。1 人以上のリミテッド・パートナーが存在する場合には、そのパートナーシップは、企業に適用される通常の法人所得税の原則に従って計算された各リミテッド・パートナーの持ち分に対する納税額について申告書を提出しなければならない。

控除前の課税所得が 100 万 SR を超える納税者は、認可を受けた公認会計士から、次の事項について確認した納税申告書の正確性についての証明書を取得しなければならない。

- 納税申告書に記載された情報は納税者の帳簿記録から抜粋されており、かつこれらと一致している。
- 納税申告書がサウジアラビア所得税法(Income Tax Regulations)に従って作成されている。

申告書の最終提出期日が祝日の場合、祝日の翌営業日までに申告および納税が行われることを条件に、申告書は期限内に提出されたとみなされる。

### 3) 罰則および不服申し立て

規則第 57 条は、税務上の登録を怠った場合には、S リヤル 1,000 以上、S リヤル 10,000 以下の罰金が科されることを定めている。当該規則は、納税者の分類別に特定の罰金を定めている。

下記の状況に該当する場合には、申告書の未提出に対する罰金が科せられる。

- 事業年度末日から 120 日以内に申告書を提出しなかった場合。
- 申告書を法定期間内に提出しても、所定の様式で申告書を提出しなかった場合。
- 法定期間内に所定の様式を用いて申告したとしても、その申告に基づく納税額を納めなかった場合。
- 事業活動が停止された場合において、その停止日から 60 日以内に当局に対してその通知および申告書を提出し、これに基づく納付を行わなかった場合。
- 課税年度末日から 60 日以内にパートナーシップに係る申告書を提出しなかった場合。

納税者が法定期間内に納税申告書を提出しなかった場合、当局は次の 2 つの罰金のいずれか大きい金額を徴収する。

- 総収益の 1% に相当する金額。ただし、SR 20,000 を超えないものとする。
  - 以下の率に基づく金額。
    - 遅延期間が法定期日から 30 日以下の場合、未納税額の 5%
    - 遅延期間が法定期日から 30 日超 90 日以下の場合、未納税額の 10%
    - 遅延期間が法定期日から 90 日超 365 日以下の場合、未納税額の 20%
    - 遅延期間が法定期日から 365 日超の場合、未納税額の 25%

## 2. 個人所得に係る税金

サウジアラビアには個人所得税制度はないため、当該項目は適用されない。

## 3. 付加価値税

サウジアラビアには付加価値税 (VAT) 制度はないため、当該項目は適用されない。

## 4. 租税回避防止規定 (Anti-avoidance rule)

### 1) 移転価格 (transfer pricing)

正式な移転価格規定は存在しないものの、資産の移転を含む関連事業体との間の取引は、第三者間取引基準で行われるものとし、当局は第三者間取引基準 (arm's length) でない場合の価格を調整する権利を有する。移転価格文書化に関する特定の要件はない。

### 2) 過少資本に係る制限

容認される利息費用の算定に関する過少資本規定は定められていない。ただし、税務上容認される利息費用は、下記の計算式により算出する。

- 容認される借入金に対する利息は下記のいずれか少ない額とする。



- 課税対象となる所得の実現に関連している場合には、課税年度中に発生した利息費用
  - 利息収入 + (50% x (a-b))
- (a) = 利息収入を除く課税所得  
(b) = 利息費用を除く容認される費用控除項目

## 5. 二重課税回避のための協約

2014年3月現在の二重課税回避条約の該当国とその締結状況は以下のとおりである。

国	条約発効日
オーストリア	2008年1月1日
バングラデシュ	2012年1月1日
ベラルーシ	2011年1月1日
中国	2007年1月1日
フランス	1981年1月1日
ギリシャ	2011年1月1日
インド	2007年1月1日
イタリア	2010年1月1日
日本	2012年1月1日
韓国	2009年1月1日
マレーシア	2007年6月1日
マルタ	2013年1月1日
オランダ	2011年1月1日
パキスタン	2007年1月1日
ポーランド	2013年1月1日
ルーマニア	2013年1月1日
ロシア	2011年1月1日
シンガポール	2012年1月1日
南アフリカ共和国	2009年1月1日
スペイン	2009年1月1日
トルコ	2010年1月1日
英国	2010年1月1日
ウズベキスタン	2011年1月1日
ウクライナ	2013年1月1日
ベトナム	2012年1月1日
チェコ	2014年1月1日

(注) アイルランドとチュニジアとの条約については現在協議中である。

DZITは、従前に2010年5月のDZIT通達番号3227/19で列挙されていた、特定の租税条約に基づく便益の主張に関する手続きおよび要件に対して一定の修正を導入する、通達番号5068/16/1434を2013年6月に公表した。

新しい通達は広範に、非居住者に対する支払いに関して、以下の条件などを居住者が満たすことを条件として、発生源泉により（払い戻しアプローチ（refund approach）とは反対に）租税条約の救済措置を適用することを居住者に認めている。

1. 居住者が、発生源泉により主張したすべての条約に基づく便益の詳細な開示を所定の書式で DZIT に提出すること
2. 受益者の居住者証明書（tax residency certificate）および受益者になされた支払いが受益者の居住国において課税対象となる旨の報告書とともに、二重課税回避条約申請書(double tax treaty application)を DZIT に提出すること
3. 虚偽または誤った情報、誤計算、二重課税回避条約の誤った解釈の結果として生じた、非居住受益者に関して支払うべき税金額または罰金の解決のため、居住者が保証を提供すること

上記の条件に従うことができない納税者は、引き続き払い戻しアプローチに従わなければならない。

サウジアラビアとの条約上の特典を受ける手続きが最近変更され、今後も変更の可能性がある点に留意しなければならない。現在、申請はすべて、具体的事実および納税者の状況により、DZIT により案件ごとに検討されている。

## V. 報告および監査

### 1. 申告する書類および記録

各納税者は少なくとも以下の必要な商業帳簿を維持することが要求されている。

- 日次仕訳帳
- 総勘定元帳
- 在庫帳簿
- 納税額を正確に算定するために必要な会計記録

上記の帳簿および記録はアラビア語で作成し、関連書類およびこれらの記録を裏付ける説明資料とともにサウジアラビア国内に保管しなければならない。

税務上、書類は納税申告書の提出から少なくとも 10 年間保存しなければならない。

### 2. 各国会計実務（Local accounting practice）／基準（Standard）（および国際財務報告基準（IFRS）との比較）の概要

自然人は現金主義または発生主義に基づき、取引を記録することができる。納税者の所得が 500 万 S リヤルを超える場合は、後に所得がこれを下回ったとしても、その年度と翌年以降の課税年度において発生主義を適用しなければならない。

### 3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

費用控除前の課税所得が 100 万 S リヤルを超える納税者は、認可を受けた公認会計士が納税申告書の正確性を証明する証明書を、納税申告書と併せて提出しなければならない。

アラビア語の監査済財務諸表を下記に提出する必要がある。

- 年度の末日から 120 日以内に年次の納税申告書とともに DZIT に提出する。
- 年度の末日から 6 カ月以内に商務省 (Ministry of Commerce) に提出する。

### 4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

サウジアラビアの法律は、監査上の要求事項または株主に対する必須書類／報告書の提出について規定していない。

### 5. 公認監査人の雇用

サウジアラビアにて SOCPA の認可を受けた法定会計士 (legal accountant) が監査済財務諸表を承認しなければならない。